

第24期第36回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和5年5月8日(月曜日) 13:30~14:20

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第14番	伊藤繁次郎
第4番	村上壽一	第15番	土岐若水
第5番	塩見敏夫	第16番	伊藤慎吾
第6番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第7番	横井直次	第18番	松木ワカ子
第8番	藤田健太郎	第19番	山口三七夫
第9番	宇野賀津美		
第10番	古川一豊		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第8番	藤田隆
第2番	安藤育雄	第9番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第4番	岩崎紀生	第11番	竹林義孝
第5番	小野義尚	第12番	池田辰夫
第7番	高橋眞次	第13番	高橋秀実
		第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員 2人

第13番	曾我部英敏
第6番	井下八郎

3 会議に出席した事務局職員

事務局次長	原道樹	事務局次長	藤田美保
農政係長	中島康治	主任	井上貴清
専門員	和田昌志	会計年度任用職員	東聖也

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について

農政関係 新居浜市農業施策に関する意見書の作成について



13時30分開会

【原事務局長】

ご起立ください。礼。ご着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。農業委員18人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることをご報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

皆さんこんにちは。

5月の連休は、間の2日をお休みになると9連休になるということで、非常に天気にも恵まれていることで皆さん出掛けたり、特にここにおいでの方は、地域農業をいろいろやられているので、そういうことでは非常に仕事はかどったというところじゃないかなと思います。

暦の上ではもう立夏ということで、これから夏という中で、これからはいろいろな体調管理には十分気をつけられまして、農業振興にもいろいろご活躍をいただきたいと思います。

それではただいまから、第36回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係が議案第1号から議案第5号まで、農政関係は議案第1号を議題といたしております。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において、宇野賀津美委員さんと古川一豊委員さんを指名致します。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号までは決議事項、第4号及び第5号は意見事項、となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

それではまず1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、渡邊勝俊委員さんが関係をしておりますので、ご退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

《委員退席》

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局から議案の説明を願います。

【藤田事務局次長】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田2筆、1,176㎡、畑1筆、1,107㎡でございます。

2ページをお開きください。

60番の1-1さんから62番1-2さんまでの3件ございまして、内訳といたしましては新規設定が3件、期間は3年5ヶ月間が1件、2年11ヶ月間が2件、利用権の種類は使用貸借権が3件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであること等を確認いたしております。

ご審議よろしくをお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、60番から62番までについて質疑に入ります。

ご意見、ご質問はございませんか。

《なしの声あり》

ないようですので、原案の通り決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案の通り、決定させていただきます。

それでは議案第1号の審議が終了いたしましたので、渡邊委員さんの入室を求めます。
暫時休憩いたします。

《委員入席》

休憩前に引き続き会議を開きます。

3ページをご覧ください。

議案第2号「特定農地貸付けの変更について」を議題に供します。

事務局から議案の説明を願います。

【井上主任】

議案第2号については特定農地貸付けの変更申請で、1番の1件でございます。

4ページをお開きください。

1番、実施主体は2-1さん。

内容は、農業委員会総会にて平成31年2月5日付にて承認、令和4年1月5日付にて変更承認を受けた内容から農地面積が変更するもので、変更後の農地につきましては、お手元に配付しております別紙1特定農地貸付けの用に供する農地の一覧の通りとなります。

今回の申請につきましては一部農地の合意解約に伴い面積が減少するもので、周辺の農地への影響はなく、貸付規程等の変更もないことから、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の要件には影響しないものと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

1番について、質疑に入ります。

ご意見、ご質問はございませんか。

《なしの声あり》

ないようですので、原案の通り決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「特定農地貸付けの変更について」を原案の通り決定させていただきます。

それでは5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明を願います。

【井上主任】

議案第3号につきましては農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は4件です。

なお、令和5年4月1日付け施行の農地法改正に伴い、下限面積要件所謂3反要件は撤廃されております。

6ページをお開きください。

6番、阿島2丁目、畑1筆、面積251㎡、譲受人は市内在住の3-1さん。

譲受人は、現在1反4畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図る目的で管理が困難となっていた申請地の同意を受けるため、農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

7番、垣生5丁目、田3筆、合計面積690㎡、譲受人は市内在住の3-2さん。

譲受人は、現在1反4畝ほどの農地を耕作しており、今回経営規模の拡大及び効率化を図る目的で譲受人所有の耕作地に隣接し、一体として耕作できる申請地を取得するため、農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しております。

7ページをご覧ください。

8番、神郷2丁目、田1筆、面積908㎡、譲受人は市内在住の3-3さん。

譲受人は、現在1町4反ほどの農地を家族で耕作しており、今回経営規模拡大を図る目的で、譲受人の兄が所有していた申請地の贈与を受けるため、農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しております。

9番、光明寺1丁目、畑1筆、面積498㎡、譲受人は市内在住の3-4さん。

譲受人は現在小作人として申請地を耕作しており、今回、小作地の自作化を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは引き続き季節野菜を予定しております。

以上6番から9番までのいずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配付させていただいております別紙2の調査書に記載の通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明にかかる現地調査の結果並びに補足説明につきましては、6番は地元委員の井下八郎委員さんが欠席のため事務局から、7番は私から、8番は小野義尚委員さんから、そして9番は田坂健次委員さんから、それぞれご報告をいただきます。

まず事務局からご報告を願います。

【原事務局長】

井下委員より申請地は現在耕作されておりませんが、管理がされ、いつでも耕作できる状況にあり、また申請地は、譲受人の娘さんの家に隣接しており、農道及び水路が成形された整形な農地で、周辺への影響も問題なく、地域との調和要件についても特に問題ない旨の報告がありました。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続きまして7番について報告いたします。

7番の案件は、先ほど事務局から説明のありましたように、譲受人が耕作していて農地と今度の申請地が並んで入り混じっており、非常に耕作が難しかったのですが、今回取得することによって、効率が上がるということでございます。現在は耕作出来るように管理され、地域との調和要件についても特に問題ありません。以上です。

続きまして、小野委員さんお願いいたします。

【小野義尚委員】

申請地につきましては、39年ほど、本人が稲作をやっているということで、兄から今回

譲り受けたいということです。本人はハウスで苺栽培をしたり、大変積極的に農業されているということで、特に問題ないと思いますけど、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【藤田会長】

続きまして田坂委員さんお願いいたします。

【田坂委員】

申請地ですけど、申請された方は40年あまり、稲作を継続していらして、去年までお米を作っていました。

ところが今年、11号線バイパスの買収がありまして、その関係で、ちょっと稲作ができないということで、いつでも野菜とか作れる状態でトラクターで耕起していますが、今は調整待ちです。あと40年間、地域でも全然問題は起きてないですし、農作業に関しても、環境は全然変化がないということで問題ないということで、ご審議よろしくをお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、6番から9番までについて、質疑に入ります。

ご意見、ご質問はございませんか。

はい、村上委員。

【村上委員】

この件とは少し関係ないのですが、3反なしで農地が買えるといったときに、以前はいろんなところを借りて3反にしていたが、今度こういう規制がなくなったときに、今まで借りていたところの権利は、もう放棄できるのか。所有者に返していいということですか。

【井上主任】

そうですね。一応返しても3反の下限面積要件はなくなったので問題はないですけども、そこで実際耕作されたかどうかという要件、全部効率利用要件とかは残っていますので、そこで今まで放置されていましてなると、またそちらの要件の方で不許可という可能性は出てくると思われます。今までちゃんと綺麗にされていて、解約をするだけって

いう話であれば、下限面積要件だけの話なので、特段問題なく通すことができるようになるのかなとは思いますが。

【村上委員】

今、耕作しとけば問題ないということですね。

はい。わかりました。

【藤田会長】

今、新居浜では割合少ないですけども、利用権を設定しているのに所有者の方が不明になって合意解約できないので、それはどうしたらいいですかとの問い合わせもあります。合意解約できないといつまでも残るのですから、とにかく所有者等を探すということをしていかなければいけない。所有者がいなかったら解約できるでしょうと言われる方もおりますが、それはできませんよね。

【井上主任】

利用権としては期限が切れたら満了になるのですけれども、賃借権とかの場合ですと解約が必要です。

【村上委員】

農業委員会を通さないといけないということですか。

【井上主任】

そうですね。解約の場合、18条の通知は出してもらわないと農地台帳の修正ができないので、所有者側でしたら相続人の過半数の同意が必要で、解約した上でちゃんと18条の通知の方は出してもらって、農地台帳もしっかり修正していただくという形を取っていただけたらと思います。

【藤田会長】

他にございませんか。

ご意見、ご質問ございませんか。

《なしの声あり》

ないようですので、原案の通り決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案の通り決定させていただきます。

それでは、8ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明を願います。

【井上主任】

議案第4号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は2件です。

9ページをご覧ください。

6番、西喜光地町、田3筆、申請人は4-1さん。

内容は、賃貸共同住宅1棟295.38㎡、農地区分はその他農地である第2種農地と判断されます。

7番、西喜光地町、田1筆、申請人は4-2さん。

内容は、賃貸共同住宅1棟220.53㎡、一体利用地として宅地60.22㎡があり、農地区分はその他農地である第2種農地と判断されます。

以上6番及び7番の事案につきましては、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを事務局より報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、6番及び7番について質疑に入ります。

ご意見、ご質問はございませんか。

《なしの声あり》

ないようですので、原案の通り許可相当として決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

それでは10ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供しますが、池田辰夫委員さんが関係をしておりますので、ご退出を願います。

暫時休憩いたします。

《委員退席》

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明を願います。

【井上主任】

議案第5号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は13件です。

11ページをご覧ください。

65番、西連寺町一丁目、畑2筆、譲受人は5-1さん。

内容は、事務所1棟32.40㎡、一体利用地として宅地132.49㎡があり、農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地から概ね500m以内に市立角野中学校及び循環器科林病院が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

66番、本郷二丁目、畑1筆、譲受人は5-2さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

67番、郷五丁目、畑1筆、譲受人は5-3さん。

内容は、建売住宅3戸225.64㎡、一体利用地として宅地424.07㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

12ページをお開きください。

68番、八雲町、田1筆、譲受人は5-4さん。

内容は、自己住宅1戸98.54㎡、農地区分は農業振興地域整備計画の農用地区域内農地からの除外がされており、その他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

69番、政枝町一丁目、田1筆、譲受人は5-5さん。

内容は、露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

70番、多喜浜三丁目、畑2筆、譲受人は5-6さん。

内容は、露天資材置場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

13ページをご覧ください。

71番、大生院字喜来西ノ原、畑2筆、譲受人は5-7さん。

内容は、貸し寄宿舎1棟399.48㎡、農地区分は申請地から概ね300m以内にJR中萩駅が存在するため第3種農地であると判断され、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。権利区分は所有権移転です。

72番、光明寺一丁目、畑1筆、譲受人は5-8さん。

内容は、自己住宅1戸159.39㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

73番、東田一丁目、田1筆、譲受人は5-9さん。

内容は、露天資材置場及び駐車場、一体利用地として宅地991㎡及び用途廃止水路20.82㎡あり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

14ページをお開きください。

74番、船木字檜之端、畑1筆、譲受人は5-10さん。

内容は、倉庫1棟595.08㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

75番、光明寺一丁目、畑1筆、譲受人は5-11さん。

内容は、自己住宅1戸93.16㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

76番、萩生字岸ノ下、田1筆、譲受人は5-12さん。

内容は、露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は賃借権で期間は20年です。

15ページをご覧ください。

77番、長岩町、田1筆、譲受人は5-13さん。

内容は、露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、65番から77番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、65番から77番までについて質疑に入ります。

ご意見、ご質問はございませんか。

《なしの声あり》

ないようですので、原案の通り許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、16 ページをお開きください。

参考事項は、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知についてですので、お目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議はすべて終了いたしました。

よってこれをもちまして、暫時休憩といたします。

なお、14 時 05 分から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議案の審議に入ります。議案書の目次をお開きください。

議案中、第 1 号は決議事項、報告事項が 1 件となっております。

1 ページをご覧ください。

議案第 1 号「新居浜市農業施策に関する意見書について」を議題に供します。

事務局から議案の説明を願います。

【中島係長】

それでは、総会資料の 1 ページについてご説明いたします。

意見書の最終案として前回の総会でご協議いただいた案につきまして、議案として提出いたします。

なお、この意見書について承認をいただいた後の事務の流れといたしましては、今後、市長と日程調整を行い、意見書の提出を行いたいと思います。

また提出にあたっては、役員が市長室に出向き提出したいと考えております。

以上で提案説明を終わります。

ご審議よろしくをお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

議案第1号について質疑に入ります。

ご意見、ご質問はございませんか。

《なしの声あり》

ないようですので、原案の通り決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「新居浜市の農業政策に関する意見書について」を原案の通り決定させていただきます。

次に、先ほど事務局から提案がございました、意見書を役員が市長室に出向き提出する件につきましては、このようにいたしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

ご異議なしとのことなので、意見書は市長と日程の調整ができましたら、役員が市長室に出向き提出することといたします。

続きまして、報告事項に入ります。

6ページをお開きください。

「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について」を議題といたします。

それでは事務局から説明を願います。

【中島係長】

報告事項「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について」ご説明させていただきます。

総会資料6ページをご覧ください。

令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、令和4年3月18日に開催しました第24期第22回総会において決定した、「令和4年度の目標及び活動計画について」の点検と評価となります。

まず、6ページについては、農業委員会の状況を記載しています。

次に、7ページから9ページまでをお目通しください。

1 最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積(2)遊休農地の発生防止・解消(3)新規参入の促進です。

内容としては、現状及び課題、令和4年度の目標及び実績等を記載しております。

次に、9ページをご覧ください。

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標について(2)活動強化月間の目標と実績についてをそれぞれ記載しています。

次に、10ページをご覧ください。

(3)新規参入相談会について、参加目標と実績を記載しています。

今後の予定としましては、ただいま説明しました令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価等を県知事へ報告するとともに、新居浜市ホームページにより公表することになります。

以上で説明を終わります。

【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はございませんか。

《なしの声あり》

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

ここで事務局より事務連絡がございます。

【中島係長】

お手元にお配りしております、農地貸したい借りたい希望一覧リストについてです。

このリストは台帳調査と利用意向調査に基づいたリストとなります。

まず、昨年度に各委員さんに調査していただいた台帳調査によりまして、貸したい希望のある農地の一覧となります。順番に上部地区、川東地区、川西地区の順番で掲載しております。

続きまして、後ろのページから4枚目は、昨年度の夏の農地パトロールの結果、貸したい希望のある農地の一覧となります。

題名は利用意向調査という題名となっております。順番は同じく上部地区、川東地区、川西地区の順番で掲載しております。

また、最後のページには、経営農地を広げたい借りたいという希望の一覧として、借りたい希望の一覧を掲載しております。

貸したい希望の農地につきましては、事務局に置いてあります地図に色塗りもしておりますので、リストとあわせて今後の活動の参考にさせていただき、担い手への農地の集積と遊休農地の解消にご協力いただけたらと思います。

この希望一覧につきまして、説明は以上となります。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第36回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

【原事務局長】

ご起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員